

・・・・十一**・・・・**+++++・・・・++++- - - ・・・・十一*****

子ども版防衛白書は、全国約 2400 の小学校に約 6100 冊が送付



E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年10月2日(木)

NO. 1618号

本号3頁

＜声明＞ 安保法制(戦争法)強行成立から10年。国民的共同を広げにひろげ、安全保障関連法を今こそ廃止させよう。

9月19日で安全保障関連法(安保法制)成立から10年を迎えた。集団的自衛権の行使を一部容認し、戦後日本の安全保障政策の大きな転換点となった。

戦後日本政府は憲法9条のもと、自国が攻撃された時に反撃できる個別的自衛権の行使は認めていたが、同盟国が攻撃されたときに反撃できる集団的自衛権の行使については、歴代内閣が明確に否定してきた。しかし、安倍晋三政権は2014年7月1日、憲法解釈を変更し集団的自衛権を一部容認する閣議決定を行ったうえ、それを盛り込んだ安保法制案を国会に提出し、2015年9月19日、憲法違反との強い反対を押し切って成立させた。

安保法制では、存立危機事態のもとで他国への攻撃にたいして武力行使による反撃ができるとした。また、存立危機と政府が判断すれば、自衛隊が他国軍を後方支援できるとも規定。米国など他国軍の艦船などへの「武器等防護」も認め、さらには、戦争中の他国軍への支援について「駆け付け警護」も可能とした。

2022年末には「安保三文書」の閣議決定が行われ、政府は、専守防衛を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有を決め、ミサイルや戦闘機など軍備強化を進め、防衛費もGDP2%へと急拡大を続けている。その一方で、政府は、経済安保法、経済安保秘密保護法、重要土地規正法、能動的サイバー法など、国民の監視を強化し、戦争国家の体制づくりを進めてきた。防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」による本年9月の報告書でも、約43兆円の整備計画推進、武器輸出諸規制緩和、無人機配備の本格化や原子力潜水艦建造の指向、軍事研究への動員促進などが提起されている。このような安保法制のもとで進む大軍拡、戦争国家づくりが、国民の平和も暮らし脅かし軍拡増税をもたらしている。

他方で、世界とりわけアジア諸国との平和追及の外交努力はまったく不足している。

安保法制強行に先立つ2015年6月4日の衆院憲法審査会で、招致された長谷部恭男氏らの参考人3人がそろって、集団的自衛権行使を可能にする安保法制は「憲法に違反する」と表明した。そして、同年9月19日の法成立後、安保法制廃案を求めて「戦争させない。9条を壊すな!総がかり行動実行委員会」が動き始め、毎月19日を中心に抗議集会を続けた。全国各地に広がり、衆・参両院で自公与党過半数割れに追い込んだ確かな力となった。

今月19日、「戦争させない。9条を壊すな!総がかり行動実行委員会」と「9条を改憲NO!全国市民アクション」の共催の安保法制の廃止を訴える集会が、国会前で開催され、2300人が「武力で平和はつくれない」と声をあげた。

長谷部恭男氏は「憲法は生きている。憲法をくぐらずに合理的な安全保障政策は考えられるはずがない」「大丈夫です。専守防衛のタガを緩ませている政治家を交代させるのが正しい道です」と呼びかけている。

憲法会議は、敵基地攻撃能力保有を含む軍備拡張で市民の生存権を侵し、さらに戦争による我が国全体の破滅をもたらす戦争政策をきっぱりとやめさせるため、「10経っても当然違憲である安全保障関連法(安保法制)を今こそ廃止させよう。自民党政治を終わらせ、極右的潮流を許さない新しい共同を広げ、一緒に頑張ろう」と呼びかける。ともに頑張ろう。

2025年9月30日

憲法会議(憲法改悪阻止各界連絡会議)

2025 憲法シンポジウムの開催について

憲法会議は毎年春と秋に「憲法講座」を開催してきましたが、今秋は「2025 憲法シンポジウム」を開催します。戦後・被ばく 80 年、そして安全保障関連法（安保法制）強行成立から 10 年を迎えました。

私たちは、多くの市民の皆さんとともに共同を広げたたかうなかで、長年国会で改憲派が 3 分の 2 を占めるもとでも、改憲を阻止してきました。一方で解釈・実質改憲が突き進んでいます。2022 年末には「安保三文書」の閣議決定が行われ、政府は、専守防衛を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有を決め、ミサイルや戦闘機など軍備強化を進め、防衛費も GDP2%へと急拡大を続けています。

そのなかで、大軍拡、戦争国家づくりが、国民の平和も暮らし脅かし軍拡大増税をもたらしています。また、他方で今求められている憲法 9 条を持つ国としてなすべ平和外交、世界とりわけアジア諸国との平和追及の外交努力はまったく不足している状態です。

2015 年 9 月 19 日の法成立後、安保法制廃案を求めて「戦争させない。9 条を壊すな!総がかり行動実行委員会」が動き始め、毎月 19 日を中心に抗議集会を続けました。全国各地に広がり、衆・参両院で自公与党過半数割れに追い込んだ確かな力となりました。

参院選で与党過半数割れとなったものの、改憲勢力は 3 分の 2 を維持し、さらに排外主義を掲げる参政党が台頭しました。参政党は「日本は天皇主権国家」「天皇は元首」と宣言、人権尊重規定を消し去った「新日本憲法(構想案)」を掲げています。今後、国民民主、維新と連携して改憲発議の動きを誘発することが懸念されます。

このようなもとで、「2025 憲法会議シンポジウム 戦争か平和かの歴史的岐路 改憲を許さず、憲法が生きる政治と社会の実現を」を下記のように開催します。

是非とも、皆さん一緒に学びましょう。ご参加ください。

記

○日時 12 月 7 日(日) 13:30~16:30

○会場 林野会館 5 階

文京区大塚 3-28-7 丸の内線 茗荷谷下車 7 分

○シンポジウム表題

「2025 憲法会議シンポジウム

戦争か平和かの歴史的岐路 改憲を許さず、憲法が生きる政治と社会の実現を」

○パネラー 永山茂樹(東海大教授) 石川康弘(神戸女学院教授)

稲葉美奈子(全労連幹事・青年部) もう 1 名要請中

コーディネーター 吉田健一(代表幹事・自由法曹団前団長)



「アベノマスク」文書開示わずか 上脇氏、再調査を要求

安倍政権が 500 億円以上の税金を投じた「アベノマスク」事業を巡り、国が業者との契約過程を記す文書を「やりとりは口頭が基本で、残していない」と開示を拒んでいる問題で、裁判に敗訴した国が文書を一部開示したため、原告の上脇博之神戸学院大教授(兵庫憲法会議幹事)が 29 日に大阪市内で会見しました。

開示文書には業者の選定過程など解明につながるものがなく、上脇氏は「文書があまりに少ない。まだ膨大な記録が隠されているのでは」と述べ「開示文書からも業者が文科省を訪問・面談したことがわかり、大阪地裁判決も指摘するように面談記録が一切ないとは考えられない」と指摘。同日、厚労省と文科省に当時の事実関係も含め再調査と開示を申し入れました。

同マスクは、2020 年に新型コロナ対策として配布された布マスクで 17 社と随意契約。開示文書では、同年 3 月 9 日のマスク調達チーム立ち上げのわずか 2 日後に 3 業者と打ち合わせし、業者が「財務省様との(タフな)交渉にあたり、私ども事業者にとって心強い方向に結論付け頂き、誠にありがとうございました」とメールしています。

契約から配達終了まで、年度をまたぐ予算について事前に事故が起きるわけがないにもかかわらず「事故繰り越し」での予算執行を認める内容もあり、予算や公文書の管理を犠牲にし、特定の業者への優遇をうかがわせる内容もあると上脇氏と弁護団は指摘します。

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 20

キーワードは「國體」

参政党の「新日本憲法（構想案）」について、神谷宗幣代表は「日本国憲法は大東亜戦争の敗北に伴うアメリカ・GHQの監視下で公布されたものであり、日本人の意思でつくられたものではありません」「たとえ憲法の細部を変えたところで根本的な改善には至らない」と。日本国憲法を全面的に廃止し、新しい憲法をつくると発言しています。その最大の特徴は、ウルトラ右翼＝極右というべき同党の保守復古の立場です。

◆その極右性を貫くキーワードが「國體（国体）」という特別の観念です。

「構想案」は前文と 33 の条文から成りますが、たびたび紹介していますが、「前文」では「天皇は、いにしえよりしらす（治める）こと悠久であり、国民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、国民もまた天皇を敬慕し、国全体が家族のように助け合って暮らす」とし、「これが今も続く日本の國體である」としています。また「第五章 統治組織」の 22 条では「統治は、國體を尊重し、全国民のため、和の精神をもって行う」と規定。「構想案」の根本目的は「今も続く日本の國體」の尊重と発展にあると謳っているのです。

「國體」とは何か——。それは戦前の天皇対の体制のもとで、「臣民」たる国民を教育・教化し、その体制への全面的な服従と貢献、奉仕を求めるためにつくられた特別の観念でした。

これを国民に徹底するために編纂された書物があります。昭和 12 年(1937 年) 3 月に当時の天皇制政府・文部省思想局が編纂、発行した『國體の本義』です。同年 7 月の蘆溝橋事件で日本が本格的な中国侵略に乗り出す前夜の時期でした。

「構想案」は「今も続く日本の國體」と、戦前と戦後の「連続性」を強調しており、その内容を詳しく吟味する必要があります。

◆参政党の「構想案」は『國體の本義』の思想を踏襲するもの

『國體の本義』の冒頭には、参政党の「構想案」とうり二つの文章が記されています。「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給う。これ、我（わ）が万古不易（ばんこふえき）の國體である。而（しこう）してこの大義に基づき、一大家族億兆一心聖旨を奉体して克（よ）く忠孝の美德を発揮する。これ、我が國體の精華（本質）とするところである」。別の箇所でも抑々（そもそも）我が国は皇室を宗家として奉り、天皇を古今に至る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である」としています。永続する天皇による統治を前提、天皇を頂点とする

「家族国家」として、天皇に対し国民が忠誠を尽くすことが「國體」の本質でした。参政党の「構想案」はこの思想を踏襲するものです。

「構想案」では、1 条で「日本は、天皇のしらす君民一体の国家である」とし、3 条で「天皇は、元首として国を代表し」と「天皇主権」を宣言。天皇は元首として国内外に代表し、政治権力を保有して国を治める一方、国民は「君民一体」とされ、天皇の統治に服します。「君民一体」は、国民が天皇に従属することを表す大日本帝国憲法下の「臣民」に連なります。

◆「君民一体」 天皇と臣民は一つの根源より生まれ、一体となって栄えてきた

『國體の本義』では、「君民一体」をめぐり「我等臣民は、西洋諸国に於ける所謂（いわゆる）人民とその本性を全く異にしている」として、君主と人民の対立を前提にする思想を批判。「独立した個々の人間の集合である人民が、君主と対立し君主を擁立する如き場合に於いては、君主と人民との間には、これを一体ならしめる深い根源は存在しない」とします。そのうえで「然るに我が天皇と臣民との関係は、一つの根源より生まれ、肇国（ちょうこく）以来一体となって栄えてきたものである」と説いています。

◆「構想案」は立憲主義の根本を無視するもので「憲法」の名に値しないもの

国家権力と国民(人民)の自由との緊張関係に、国民の自由を守るために憲法によって国家権力を制限するところに近代憲法の立憲主義の本質があります。「君民一体」として国家権力と国民の自由の緊張関係を否定すれば、憲法による権力制限という立憲主義の本質は失われます。この点で参政党の「構想案」は立憲主義の根本を無視するもので「憲法」の名に値しないものです。実際、参政党の「構想案」には「国民主権」も「基本的人権の尊重」も全く出てきません。